

甲議発第206号

平成31年2月27日

甲府市教育委員会
教育長 小林 仁 様

甲府市議会議長 大塚 義 久



議案に対する教育委員会の意見について（照会）

平成31年3月甲府市議会定例会に甲府市長から提出された次の議案について、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第12条の規定により、貴委員会
の意見を求めます。

議案第39号 甲府地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び甲府
地区広域行政事務組合規約の変更について

4959

以上

議会事務局議事調査課扱い

TEL 237-5888

議案第 39 号

甲府地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び甲府地区広域行政事務組合規約の変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、次のとおり甲府地区広域行政事務組合の共同処理する事務を変更し、及び甲府地区広域行政事務組合規約を変更することについて協議する。

平成 31 年 2 月 27 日提出

甲府市長 樋口 雄一

1 甲府地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更

甲府地区広域行政事務組合の共同処理する事務のうち、甲府地区広域行政事務組合ふるさと市町村圏基金を活用する事業の実施に関する事務及び視聴覚ライブラリーの設置及び運営に関する事務を廃止する。

2 甲府地区広域行政事務組合規約の変更

甲府地区広域行政事務組合規約（昭和 48 年 3 月 12 日県知事許可）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を削り、第 6 号を第 4 号とする。

第 9 条の 2 中「第 3 条第 6 号」を「第 3 条第 4 号」に改める。

第 15 条の 2 を削る。

第 17 条第 1 項第 1 号中「第 3 条第 2 号」を「第 3 条第 1 号」に改め、同項第 2 号中「第 3 条第 3 号、第 4 号及び第 6 号」を「第 3 条第 2 号、第 3 号及び第 4 号」に改め、同項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とし、同条第 4 項中「第 3 号及び第 4 号」を「及び第 3 号」に改める。

別表 1 の項を削り、同表 2 の項中「第 3 条第 2 号、第 3 号及び第 4 号」を「第 3 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号」に改め、同表 2 の項を同表 1 の項とし、同表 3

の項中「第3条第6号」を「第3条第4号」に改め、同表3の項を同表2の項とする。

附 則

この規約は、平成32年4月1日から施行する。

提案理由

甲府地区広域行政事務組合の共同処理する事務を変更し、及び甲府地区広域行政事務組合規約を変更する協議については、地方自治法第290条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この案件を提出する理由である。

甲府地区広域行政事務組合規約 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p style="text-align: center;">甲府地区広域行政事務組合規約</p> <p>第1条～第2条 略 （共同処理する事務）</p> <p>第3条 組合の共同処理する事務は、次に掲げる事務とし、組合は別表左欄に規定する事務の区分に応じ、当該右欄に掲げる市町の当該事務を共同処理する。</p> <hr/> <p>(1) 消防に関する事務(消防団に関するものを除く。)</p> <p>(2) 液化石油ガスの保安に関する事務</p> <p>(3) 電気用品の保安に関する事務</p> <hr/> <p>(4) 国母公園の管理運営に関する事務</p> <p>第4条～第9条 略 （特別議決）</p> <p>第9条の2 組合の議会の議決すべき事件のうち、<u>第3条第4号</u>に規定する事務に係るものの議決については、当該事件に関する市町から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。</p> <p>第10条～第15条 略</p> <hr/> <hr/> <p>第16条 略</p>	<p style="text-align: center;">甲府地区広域行政事務組合規約</p> <p>第1条～第2条 略 （共同処理する事務）</p> <p>第3条 組合の共同処理する事務は、次に掲げる事務とし、組合は別表左欄に規定する事務の区分に応じ、当該右欄に掲げる市町の当該事務を共同処理する。</p> <p>(1) <u>甲府地区広域行政事務組合ふるさと市町村圏基金を活用する事業の実施に関する事務</u></p> <p>(2) 消防に関する事務(消防団に関するものを除く。)</p> <p>(3) 液化石油ガスの保安に関する事務</p> <p>(4) 電気用品の保安に関する事務</p> <p>(5) <u>視聴覚ライブラリーの設置及び運営に関する事務</u></p> <p>(6) 国母公園の管理運営に関する事務</p> <p>第4条～第9条 略 （特別議決）</p> <p>第9条の2 組合の議会の議決すべき事件のうち、<u>第3条第6号</u>に規定する事務に係るものの議決については、当該事件に関する市町から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。</p> <p>第10条～第15条 略 （選挙管理委員会）</p> <p>第15条の2 <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和31年政令第221号)第14条第2項に規定する選挙管理委員会は甲府市の選挙管理委員会とする。</u></p> <p>第16条 略</p>

(負担金)

第17条 前条の組織市町の負担金の割合は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第3条第1号に掲げる消防に関する事務に要する経費
地方交付税法(昭和25年法律第211号)の規定に基づく普通交付税の算定基礎となる消防費に係る基準財政需要額の80パーセントに相当する額とする。
- (2) 第3条第2号、第3号及び第4号の事務執行に必要な経費については、管理者会の議決を経て別に定める配分率に基づく負担割合とする。

-
-
- (3) 前各号に定める経費のほか組合の事務執行に必要な経費
均等割及び人口割の区分により経費の性質に基づき管理者会の議決を経て別に定める配分率に基づく負担割合とする。

2～3 略

4 第1項第2号及び第3号に定める経費の総額は、毎年組合予算の定めるところによる。

5～6 略

第18条 略

(負担金)

第17条 前条の組織市町の負担金の割合は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第3条第2号に掲げる消防に関する事務に要する経費
地方交付税法(昭和25年法律第211号)の規定に基づく普通交付税の算定基礎となる消防費に係る基準財政需要額の80パーセントに相当する額とする。
- (2) 第3条第3号、第4号及び第6号の事務執行に必要な経費については、管理者会の議決を経て別に定める配分率に基づく負担割合とする。

- (3) 第3条第5号に掲げる視聴覚ライブラリーの設置及び運営に要する経費
均等割及び人口割の区分により経費の性質に基づき管理者会の議決を経て別に定める配分率に基づく負担割合とする。

- (4) 前各号に定める経費のほか組合の事務執行に必要な経費
均等割及び人口割の区分により経費の性質に基づき管理者会の議決を経て別に定める配分率に基づく負担割合とする。

2～3 略

4 第1項第2号、第3号及び第4号に定める経費の総額は、毎年組合予算の定めるところによる。

5～6 略

第18条 略

甲府地区広域行政事務組合同規約 別表(第3条関係)新旧対照表

改正後 (案)		現行	
甲府地区広域行政事務組合同規約 別表 (第3条関係)		甲府地区広域行政事務組合同規約 別表 (第3条関係)	
共同処理する事務	共同処理する市町	共同処理する事務	共同処理する市町
— —	— —	<u>1 第3条第1号及び第5号に掲げる事務</u>	甲府市、甲斐市、中央市及び昭和町
<u>1 第3条第1号、第2号及び第3号に掲げる事務</u>	甲府市、甲斐市(合併前の双葉町の区域を除く。)、中央市及び昭和町	<u>2 第3条第2号、第3号及び第4号に掲げる事務</u>	甲府市、甲斐市(合併前の双葉町の区域を除く。)、中央市及び昭和町
<u>2 第3条第4号に掲げる事務</u>	甲府市、中央市及び昭和町	<u>3 第3条第6号に掲げる事務</u>	甲府市、中央市及び昭和町